

## 第 7 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第60号の8中「8,600円」を「8,700円」に改め、同項第60号の9及び第60号の10中「11,000円」を「12,000円」に改め、同項第82号ア中「6,500円」を「6,600円」に改め、同号イ中「4,500円」を「4,600円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「3,700円」に改め、同項第157号中「17,000円」を「18,000円」に改め、同項第221号中「19,200円」を「19,300円」に改め、同項第222号中「17,700円」を「17,900円」に改め、同項第240号中「8,000円」を「8,100円」に改め、同項第244号中「20,600円」を「20,700円」に改め、同項第273号ア中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に改め、同号イ中「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改め、同項第277号ア中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同号ウ及びエ中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に改め、同号オ中「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同項第362号ア中「6,800円」を「6,900円」に改め、同項第363号の2中「12,300円」を「12,700円」に改め、同項第370号の5中「9,700円」を「9,800円」に改め、同項第417号ア中「5,900円」を「6,000円」に改め、同号イ中「5,200円」を「5,300円」に改め、同項第418号中「2,600円」を「2,700円」に改め、同項第419号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第512号中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改め、同項第532号ア(ア)中「17,900円」を「18,200円」に改め、同号ア(イ)中「8,900円」を「9,200円」に改め、同号ア(ウ)中「11,900円」を「12,100円」に改め、同号ア(エ)中「2,900円」を「3,100円」に改め、同項第582号の3中「38,000円」を「39,000円」に改める。

第5条第3項中「第2条第1項第528号」を「第2条第1項第649号」に改める。

別表第26の11備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## 附 則

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第3項の改正規定 公布の日

(2) 別表第26の11備考2の改正規定 令和元年7月1日

2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。